

訪問看護ステーションはるかぜ 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、医療法人ほとけの里が開設する、指定訪問看護ステーションはるかぜが行う訪問看護事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、かかりつけ医が必要と認めた要介護者・要支援者に対し、適正な看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションは、訪問看護を提供することにより、生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めなければならない。

- 2 ステーションは事業の運営にあたって、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるように努めなければならない。
- 3 ステーションは事業の運営にあたって、関係市町村、地域包括支援センター、保健所及び近隣の他の保健医療又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努めなければならない。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業を行うにあたっては、主治医の訪問看護指示書(以下「指示書」と言う。)に基づく適正な訪問看護の提供を行う。

- 2 ステーションは、訪問看護を提供するにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護師等」と言う。)又は看護補助者によってのみ訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業の名称及び所在地)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーション はるかぜ
- (2) 所在地 大分県国東市国見町大熊毛字花開182番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：看護師 1名
管理者はステーションの従事者の管理及び事業の利用の申し込みに係わる調整・業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。但し、管理上支障がない場合はステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設などの職務に従事することができるものとする。
- (2) 看護職員：保健師、看護師又は准看護師 常勤換算2.5名以上
訪問看護計画書及び報告書を作成し(准看護師は除く)、訪問看護の提供にあたる。
- (3) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 適当数 ※必要に応じての雇用とする
看護業務の一環としてリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間等)

第6条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日から土曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

2 利用者やその家族からの電話等による24時間、常時連絡可能な体制とする。

(訪問時間及び利用回数)

- 第7条 ステーションが行う訪問看護の提供時間は1日1回につき30分から1時間30分程度(介護保険利用の場合)または30分から1時間30分(医療保険利用の場合)を基準とする。
- 2 利用者による訪問看護の利用は、1週3日を限度とする。但し、末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病の利用者及び急性増悪等による特別指示書を交付された利用者についてはこの限りではない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は当該計画に定めるものとする。

(訪問看護の提供方法)

- 第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
- (1) 利用者がかかりつけ医に申し出て、主治医がステーションに交付する指示書により、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
 - (2) 利用者に主治医がない場合は、ステーションから居宅介護支援事業所、包括支援センター、市町村等、関係機関に調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

- 第9条 かかりつけ医の指示に基づき、在宅における療養上の世話・必要な診療の補助等次のような看護サービスを提供するものである。
- (1) 病状・障害の観察、健康管理
 - (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持
 - (3) 食事および排泄などの日常生活の世話
 - (4) 褥瘡の予防・処置
 - (5) リハビリテーション(専門の理学療法士が訪問)
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症や精神疾患の看護
 - (8) 療養生活や看護・介護の相談や指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10) その他、医師の指示による医療処置

(利用料金等)

- 第10条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は介護報酬告知上の額の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し支給額を超えた場合は、全額利用者の負担とする。
- 2 基本利用料のほか、ステーションは実費負担の利用料として、訪問看護に必要なオムツ代等に要する費用を利用者から受けるものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第11条 看護師等は訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行うものとする。
- 2 前項について、しかるべき処置を行った場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、国東市・豊後高田市(香々地)とする。

(相談、苦情対応)

- 第13条 利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応する。
- 2 苦情の内容等について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する。

(事故処理)

- 第14条 サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存する
 - 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止に関する事項)

- 第15条 ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 2 サービス提供中に当該事業所及び養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に報告するものとする。

(個人情報保護)

- 第16条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 ステーションが得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族の了解を得るものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第17条 ステーションは、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急ややむを得ない場合を除き、身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為(以下、「身体拘束等」という)を行わないものとする。
- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、状態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な項目を記するものとする。
 - 3 身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じる。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催すると共に、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。
 - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 看護師等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第18条 ステーションは感染症や非常災害の発生時において、訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、計画に従い必要な措置を講じる。
- (1) 看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに研修及び訓練を定期的実施する。
 - (2) 定期的に見直しを行い、必要に応じて変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

- 第19条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- 2 従事者は、利用者やその家族に関する業務上知り得た秘密を保持する。
 - 3 従業者であったものが、従業者でなくなった後においても知り得た秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人ほとけの里と事業所管理者に於いて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月15日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。